

第4章

施策の展開方向

1 高齢者を地域で支える環境づくり

1-1 高齢者の総合支援体制の充実

【現状と課題】

本市では、地域の高齢者への総合的な支援を行うため、高齢者生活支援センター（地域包括支援センター。西山手，東山手，精道，潮見の4か所）を拠点に、介護予防ケアマネジメント事業，総合相談支援事業，権利擁護事業，包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を実施しています。

国は、地域共生社会の実現に向け、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することを市町村の努力義務としているため、各機関の連携を強化し、包括的な支援体制を整備して、必要な支援を地域の中で提供することが一層重要になっています。本市では、保健福祉センターにおいて、精道高齢者生活支援センターをはじめ、高齢者やその家族等の相談に応じる全市域を対象とする総合相談窓口や権利擁護支援センター，障がい者基幹相談支援センター，障がい者相談支援事業等を設置，包括的な支援体制を整備し，各機関が連携を図りながら支援を行っています。今後は，住民に身近な圏域において分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ，関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくりが求められています。

また，高齢で障がいのある人の介護保険サービスの利用については，65歳に到達する3ヶ月前から高齢者生活支援センターによる説明を行っています。今後も自立支援協議会実務者会での検討を受けて，65歳到達まで障害福祉サービスを利用していた人が，介護保険サービスの利用へ円滑に移行できる取組を検討していきます。なお，共生型サービスについても，継続して指定基準や報酬などの情報収集に努め，市内事業者との共有に努めます。

高齢化の進展に伴い，介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ高齢者が増加する中で，高齢者が地域で安心して暮らしていくためには，医療・介護の連携が不可欠です。本市では，平成28年度より医療・介護連携の拠点として「在宅医療・介護連携支援センター」を開設しました。在宅医療・介護連携支援センターでは，医療・介護連携に関する相談窓口の機能を持つほか，医療・福祉関係者による「在宅医療推進協議会」の開催や，多職種に向けた研修や交流会の開催等様々な取組を通じ，医療・介護の連携を推進しています。

また，本市は，平成27年度から開始した市内3病院（市立芦屋病院，セントマリア病院，南芦屋浜病院）の連絡会に参加し，情報共有，意見交換を行っています。関係団体等意向調査では，三師会，医療機関，芦屋市ケアマネジャー友の会から，「医療・介護連携が進みつつあるが，十分ではない」という意見があがっています。

今後，医療機関と介護保険事業関係機関とが円滑に連携し，高齢者を支援する体制を一層充実していくために，三師会間，個々の医師等と介護職間における連携のあり方や組織ごとに顔の見える関係を構築していく仕組みの検討が求められます。

高齢者生活支援センターの設置状況

名称	担当地区	設置場所(併設施設等)
東山手高齢者生活支援センター	朝日ヶ丘・岩園小学校区	和風園内
西山手高齢者生活支援センター	山手小学校区	アクティブライフ山芦屋内
精道高齢者生活支援センター	精道中学校区	保健福祉センター内
潮見高齢者生活支援センター	潮見中学校区	あしや喜楽苑内

*平成29年10月1日現在

高齢者生活支援センターにおける相談件数

(単位:件)

	H26年度	H27年度	H28年度
介護保険その他保健福祉サービスに関すること	6,761	6,451	5,732
権利擁護支援に関すること	372	216	288
高齢者虐待に関すること	732	804	687

*高齢者生活支援センター事業報告

【施策の方向】

【新規】：新たに実施していく取組

【充実】：さらに質や規模を高める取組

総合相談支援事業の推進

- 介護保険の認定申請や施設利用に関すること、保健・医療・介護・福祉サービス、ボランティアの利用など、高齢者や家族からの様々な相談に応じ、必要なサービスの適切な利用を支援します。
- 介護保険サービス以外の市の一般施策やインフォーマルサービスを活用し、介護支援の充実を図ります。

医療・介護連携の推進

- 「在宅医療・介護連携支援センター」を継続設置し、医療・介護連携に関する相談支援を行うほか、多職種向けの研修・交流会等を通じ、医療・介護の連携を推進します。
- 医療機関、診療所、ケアマネジャーなどの支援者が連携し、病院から在宅等への移行を円滑に実施するよう努めます。【充実】
- 介護サービス事業者や訪問看護ステーション、医療機関、民生委員・児童委員、芦屋健康福祉事務所等の関係機関との連携の強化を図ります。
- 福祉現場と医療現場の課題と対応策を協議するため、市立芦屋病院との情報交換会を定期的を実施します。
- 医療・介護連携の具体的な取組を進めるため三師会、高齢者生活支援センターやケアマネ

ジャー等との定期的な交流を実施します。

【充実】

- 医療関係者と介護保険事業関係者による、市内の在宅医療提供体制等の課題抽出を目的とした「在宅医療推進協議会」を運営し、在宅医療と介護保険の連携基盤について検討します。
- 市民の在宅療養や終末期ケアの理解を促進するため、講演会の開催やリーフレット配布等を通じた周知啓発を行います。【充実】

共生型サービスの特例等による介護保険と障害福祉制度の連携

- ケアマネジャーが、障がい福祉サービスにおける相談支援専門員と、支援に必要な情報を共有できるよう、両者の連携を進めていきます。【新規】
- 障がいのある人が高齢になり介護保険の被保険者となった場合にも、馴染みの事業所を利用できるよう共生型サービスについて周知します。【新規】

相談窓口における連携強化

- 高齢者生活支援センター、権利擁護支援センター、障がい者基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業、市役所窓口による相談内容の共有化など、横断的な連携体制の確立に取り組みます。
- 全ての人々を対象とする地域共生社会の実現に向け、地域における包括的な支援ができるよう、高齢者生活支援センターと関係部局が相互に連携を行います。

1-2 高齢者生活支援センターの機能強化

【現状と課題】

本市では、各高齢者生活支援センターに、包括的支援事業を適切に実施するため配置することとされている保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種に加えて、3職種の統括的役割を担う「スーパーバイザー」を各センターに1名配置しています。特に、精道高齢者生活支援センターには、各センター職員の資質向上を図る「基幹的業務担当」を2名配置し、機能強化を図ってきました。

高齢者生活支援センターの活動について、実施する事業の質を向上させるため、センター自身および市町村による評価の実施が、法律上義務付けられました。本市では、これま

でもセンターごとに自己評価を実施し、本市がセンターによる自己評価を総評する取組を行ってきました。今後は、国が定める評価指標に基づいて評価することが求められます。

また、高齢者生活支援センターの職員と、介護サービス事業者、訪問看護ステーション、医療機関、民生委員・児童委員、芦屋健康福祉事務所、ボランティア、住民組織との連携により、多面的な支援の展開と、活動内容の充実を目指します。

【施策の方向】

高齢者生活支援センターの体制強化 のための方策

- 高齢者生活支援センターの機能強化や職員のスキルアップを図るため、精道高齢者生活支援センターに配置している「基幹的業務担当」の職員2名を継続配置して、体制を強化します。
- 高齢者支援に関わる社会資源等（既存サービス、担い手、住民ニーズ）を把握して、地域ごとに必要なサービスを計画的に整備するため、高齢者生活支援センターによる地域アセスメントの実施を支援します。
- 介護サービス事業者、訪問看護ステーション、医療機関、民生委員・児童委員、芦屋健康福祉事務所、ボランティア、住民組織との連携により、活動内容の充実を目指します。
- 高齢者生活支援センターの職員が、地域支え合い推進員と連携して地域アセスメントや地域福祉の推進方法、生活支援サービス等に関するスキルアップを図ります。
- 高齢者生活支援センターには、3職種に加え、スーパーバイザーを各センターに1名継続配置します。
- 高齢者生活支援センターごとに事業の自己評価を実施するとともに、本市も事業の実施状況について評価を行い、高齢者生活支援センターの質の向上を図ります。
- 地域住民がより早く専門機関への相談にたどりつける地域づくりを推進するため、対象者の早期発見、多様な対象に対する相談体制を強化します。

包括的・継続的ケアマネジメントの 推進

- 高齢者生活支援センター職員による事業所訪問や交流会等を開催し、ケアマネジャーが高齢者生活支援センターに相談しや

すい環境整備に努めます。

- ケアマネジャーが個々では解決できない支援困難事例への助言指導や、介護保険サービスの利用者からの苦情相談等に的確に対応できるよう、ケアマネジャーの資質や専門性の向上を目的とした研修を充実するとともに、地域ケア会議における関係者の共通理解と対応の向上を図ります。

高齢者生活支援センターの効果的な運営支援

- 高齢者生活支援センターが管轄する地域における「人口動態」「社会資源」「緊急・災害時要援護者台帳」等の基礎データを提供します。

地域ケア会議の運営管理(PDCA)の向上

- 「芦屋市地域ケア会議設置運営ガイドライン」に基づき、地域ケア会議を運営します。
- 地域ケア会議等で地域課題を把握し、芦屋市地域発信型ネットワークを通じて、地域にフィードバックする等地域との連携を図ります。
- 個別の課題から地域づくりや社会資源の開発、政策形成につなげるための仕組み(PDCA サイクル)を確立します。
- リハビリ職等と連携して介護予防のための地域ケア会議を実施します。【新規】

目標値	H30 年度 (2018 年度)	H31 年度 (2019 年度)	H32 年度 (2020 年度)
地域ケア 会議開催数 (回/年)	13	17	25

高齢者生活支援センターの周知

- 市の広報紙や市ホームページ、パンフレットの活用など、多様な方法による継続的な周知に取り組みます。
- 高齢者生活支援センターの役割や機能を誰もが知ることができるよう、地域の掲示板、医療機関、郵便局、薬局、商店等生活に身近な場所でポスターの掲示等を行うとともに、幅広い関係機関や団体等との連携による効果的な周知を行います。
- 地域への積極的な情報提供や、住民組織等との交流や連携をより一層強化し、地域の身近な相

談窓口としてのイメージの定着を図ります。

- 保健福祉センターで開催するあしや保健福祉フェアや市立芦屋病院のホスピタルフェスタ等の行事でのPR活動を充実し、高齢者生活支援センターの知名度向上を図ります。

1-3 芦屋市地域発信型ネットワークの充実

【現状と課題】

本市では、「だれもがその人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまち」を目指し、地域で暮らす何らかの支援が必要な人を支える仕組みとして、「芦屋市地域発信型ネットワーク」を構築しています。

芦屋市地域発信型ネットワークは、社会福祉協議会が事務局を担い、高齢者生活支援センターが支援する形で、地域の社会資源や福祉ニーズの把握、市民・関係機関への啓発、連携づくりに取り組んできました。

本ネットワークは、「小地域福祉ブロック会議」（小学校区単位）、「中学校区福祉ネットワーク会議」（中学校区単位）、「地域ケアシステム検討委員会」、「芦屋市地域福祉推進協議会」で構成されています。

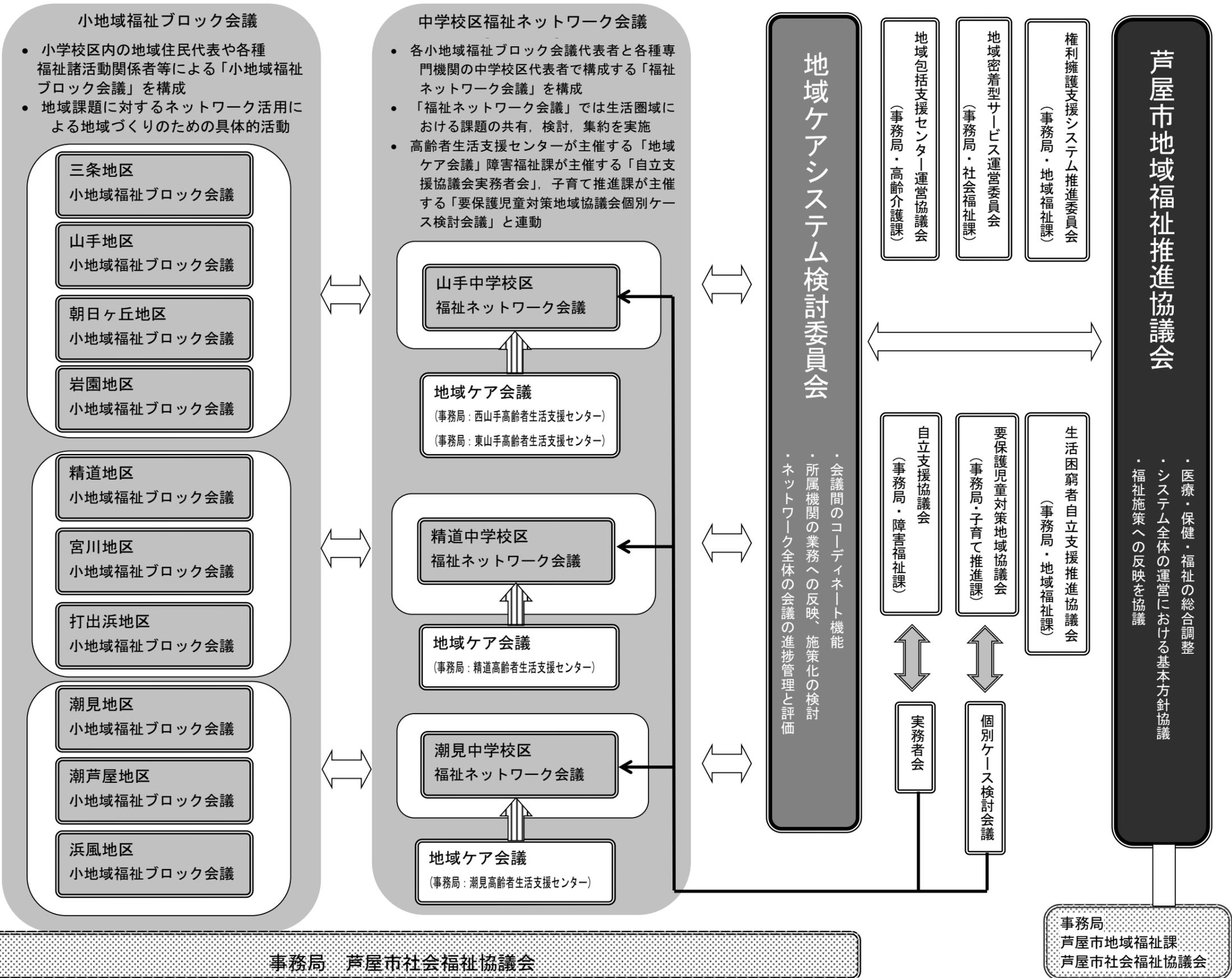
小地域福祉ブロック会議では、地域住民が地域を見直すことにより、身近な資源等を把握し、地域の魅力を再発見する取組を行いました。これらの取組により、今後は地域において不足している資源等があれば、創出に向けた取組を行うなど、地域課題を住民主体で解決できる場として活用できるよう整えていく必要があります。

中学校区福祉ネットワーク会議では、小地域福祉ブロック会議の取組・課題を共有する場となっていますが、今後は市民、専門職、行政等が協働して、小学校区間で共通する課題等への解決策について検討できる場として整備していきます。

また、地域包括ケアシステムの構築を見据え、中学校区に位置づけられた各地区の高齢者生活支援センターが事務局を担う「地域ケア会議」との有機的な連携を進め、地域発信型ネットワークのさらなる充実を目指します。

(理念) だれもがその人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまちをめざす

市民 インフォーマル支援者・団体等



【施策の方向】

小地域福祉ブロック会議の充実	<ul style="list-style-type: none">● 自治会等の地域住民, 民生委員・児童委員, 福祉推進委員, 老人クラブなど地域活動に関するネットワークをより強化し, 地域の方が地域活動に参加し, 主体的に地域課題の解決が図られる体制づくりを推進します。
中学校区福祉ネットワーク会議の充実	<ul style="list-style-type: none">● 生活圏域における課題の共有, 対応策の検討, 情報の集約を行います。● 地域ケア会議との連携を図り, 自立支援協議会実務者会や要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議と連動し, 個別支援から抽出された地域の共通課題について共有, 検討します。
地域ケア会議による「地域包括ケア」の推進に向けた幅広い分野との連携強化	<ul style="list-style-type: none">● 課題が複雑化したいわゆる困難事例の処遇検討や, 関係者への対応方法に関する情報提供を含め, 個別支援から抽出された共通課題や地域課題について, 中学校区福祉ネットワーク会議と連携して解決策を検討し, 本市における地域包括ケア推進の中核的な会議体として機能するよう保健・医療・福祉・介護等の関係機関との連携をより一層強化します。
高齢者セーフティーネットの整備	<ul style="list-style-type: none">● 高齢者の緊急時の安全確保と不安解消を目的として, 小地域福祉ブロック会議の地域の取組から全市域に広がった「救急医療情報キット」の普及・啓発について継続して取り組みます。● 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング等）に居住する高齢者を対象に, 生活支援員（L S A）を派遣する高齢者住宅等安心確保事業と地域での見守り事業等との連携を強化します。● 地域発信型ネットワークにおいて培ってきた地域における既存の取組を生かし, 支援対象者の見守りや交流が図られるよう検討します。

- 高齢者生活支援センターを中心とした高齢者の把握，老人クラブや民生委員・児童委員等の地域住民や地域団体等による声かけや訪問など，多様な活動を促進します。
- 民生委員・児童委員の活動等により作成した緊急・災害時要援護者台帳について関係機関との連携による継続的な更新を行うとともに，個人情報保護に留意した上で，消防，高齢者生活支援センター，社会福祉協議会，自治会，自主防災会等の幅広い分野での活用や共有を図ります。

1-4 地域での見守り体制の充実

【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには，身近な地域の人々との交流や関係団体，関係機関等による日常の見守り活動により，早期に問題を発見し，必要な支援等を迅速かつ効果的に行っていくことが重要です。

アンケート調査によると，一人暮らしの人は，一般高齢者調査では，18.6%（平成26年度調査では16.9%（60歳以上調査）），要介護等認定者では，33.8%（平成26年度調査では33.0%）であり，ほぼ同様の傾向です。国勢調査で，本市の総世帯数の高齢者のみの世帯の割合をみると，平成12年の8.9%（国は6.5%，兵庫県は7.4%）から平成22年の11.8%（国は9.2%，兵庫県は10.6%）まで増加傾向にあり，国・兵庫県より高い水準となっています（厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム）。

また，アンケート調査では，地域活動に参加していない人が，一般高齢者，要支援認定者ともに約4割から6割となっています。

このような状況の中，本市では民生委員・児童委員や福祉推進委員による見守り活動のほか，自治会や老人クラブ等が様々な手法で地域での見守り活動を実施しています。

また，平成26年度から開始した芦屋市地域見まもりネット事業は参加事業者数が139件（平成29年3月31日現在）と順調に増加していますが，参加事業者から各相談窓口への連絡件数が少ないことが課題です。

今後ますます高齢化が進むことをふまえて，これまでの取組の一層の推進と住民主体の見守り活動の体制を強化する必要があります。

また，アンケート調査では，地域づくり活動の参加意向は，一般高齢者は，「是非参加したい」と「参加してもよい」と合わせて59.7%，要支援認定者は37.4%となっています。また，企画・運営としての参加意向では，一般高齢者は，「是非参加したい」と「参加してもよい」と合わせて36.1%，要支援認定者は19.0%となっています。

現在の参加状況では，どの会・グループも「参加していない」が約45%～60%でしたが，これらの地域づくり活動への参加意向のある人を社会資源として捉え，地域づくりに自発的

に参加していただく仕組みづくりが重要です。

そのためには、地域活動の担い手を掘り起こし、元気な高齢者をはじめ地域住民のニーズにあった地域活動について検討し、参加しやすい環境を整備するとともに、地域間の連携や地域住民、事業者等と行政が協働した見守りの仕組みを構築していくことが必要です。

【施策の方向】

日常的な見守り体制の整備，充実

- 民生委員・児童委員をはじめとして、自治会、地域住民、ボランティア等による住民主体の見守り活動を支援するとともに体制を整備していきます。
- 地域人材を発掘し、住民活動の担い手を育成して、ニーズに合った活動環境の整備に努めます。
- 定期的な安否確認・緊急対応の充実を図ります。
- 地域見まもりネット事業から円滑に各連絡窓口につながるよう参加事業者等への周知・啓発を図ります。【充実】
- ひとり暮らし高齢者等に対する老人クラブによる友愛訪問や見守り活動を促進します。
- 身近な地域で気軽に立ち寄り、つながりづくりや活動ができる居場所を 1 年で 10 か所を目標に増やしていきます。

目標値	H30 年度 (2018 年度)	H31 年度 (2019 年度)	H32 年度 (2020 年度)
居場所 新設数 (か所/年)	10	10	10

地域間の連携と情報共有の仕組みの構築

- 地域発信型ネットワークにおいて、各会議での情報共有を強化し、認知症高齢者の徘徊等、地域の横断的な課題解決に努めます。

1-5 高齢者の権利擁護支援の充実

【現状と課題】

権利擁護支援センターは、高齢者の権利侵害への対応や社会的に支援が必要な高齢者に対し、権利擁護に関する相談から支援までを総合的に行い、相談件数は、年間約 1,500 件～2,000 件となっています。また、高齢者虐待の通報件数は、平成 23 年度～平成 25 年度の3年間で 108 件であったものが、平成 26 年度～平成 28 年度の3年間では 148 件に増加しています。

権利擁護支援センターにおける相談内容の多くは、高齢者虐待対応などの権利侵害に関する相談となっており、高齢者とその家族の支援が求められています。

高齢者の権利侵害の対応には、家族単位の支援が不可欠であり、その支援には、権利擁護支援センターだけでなく、高齢者生活支援センターをはじめ、障がい分野等の関係機関、司法関係機関、行政等との連携・協働が求められますが、高齢者の権利侵害の深刻化を防ぐためには、権利侵害を受けている高齢者等を早期に発見し、適切な相談窓口につなぐ地域の協力が最も重要であるといえます。

また、「権利擁護」に関する知りたいことについて、アンケート調査の結果によると、一般高齢者では、「福祉サービス利用援助事業」、「成年後見制度」が多くなっており、これらの具体的な活用方法を含め、高齢者のニーズに合わせた周知の工夫が必要です。

今後も、高齢者が安心して「自分らしく」暮らし続けることができるよう権利擁護支援のネットワークの充実を図ります。

権利擁護支援センターの主な事業内容

- ①権利擁護に関する専門相談
- ②虐待等の権利侵害への対応及び権利擁護に関する専門的支援
- ③成年後見制度の利用に関する相談等の専門的支援
- ④高齢者及び障がいのある人等の権利擁護の普及啓発に関する広報及び講演会の開催
- ⑤権利擁護に関する支援を推進するためのネットワークの構築及び活動
- ⑥地域の権利擁護支援の担い手(第三者後見人を含む)の養成及び活動に関する事業

高齢者虐待の通報件数(疑いを含む)

(単位:件)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
通報等の件数	30	64	54
身体的虐待	8	8	8
心理的虐待	11	7	8
介護や世話の放棄・放任	3	6	5
性的虐待	0	0	0
経済的虐待	4	3	2

* 通報月末時点での件数を計上(要介護施設従事者等による高齢者虐待を含む。)

* 内訳は重複計上を含む。

権利擁護支援センター相談対応の状況

(単位:件)

	H26年度	H27年度	H28年度
相談件数	1,422	1,521	2,215
成年後見制度に関する相談	354	279	720
金銭管理・財産管理に関する相談	120	113	112
生活困窮に関する相談	71	6	27
消費者被害・悪徳商法に関する相談	7	8	4
債務整理・浪費等に関する相談	84	12	41
権利侵害(虐待対応含む)に関する相談	615	867	1,003
苦情対応・相談	11	24	18
触法行為	0	0	5
相続・遺言に関する相談	39	16	61
その他権利擁護支援	121	196	224

【施策の方向】

関係機関との連携による権利擁護支援体制の充実

- 権利擁護支援センターと高齢者生活支援センター間の連携にとどまらず、障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援事業等の関係機関、専門職団体及び警察等との連携による、権利擁護支援の充実を図ります。
- 高齢者の権利侵害や虐待への対応について、協働で課題を解決する取組を推進するためにトータル・サポートの仕組みを通じて、市役所内の連携を強化するとともに関係機関や地域等との連携を推進し、支援体制の充実に努めます。
- 高齢者本人の意思決定ができるように支援します。

権利擁護に関する情報提供の強化

- 地域の相談窓口として、権利擁護支援センター、高齢者生活支援センターの効果的な周知を行います。
- 福祉サービス等利用援助事業や成年後見制度の利用促進に向けて、普及啓発を強化します。

権利擁護支援システムの構築

- 「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会」において高齢者の権利を守るための支援策を検討します。
- 地域における権利擁護支援の担い手(後見活動支援員、市民後見人など)の養成と活

動の場の拡充を図ります。

- 権利擁護の普及啓発や地域での見守り、権利侵害の早期発見機能の向上を目指します。
- 介護サービス利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目的とし実施している「介護相談員派遣事業」を継続、拡充します。
【充実】
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組みます。

権利擁護の意識を高める取組の推進

- 関係機関や専門職員に対する権利擁護に関する知識の啓発や支援に必要な知識や技術の習得を促進します。
- 権利侵害や虐待防止を目的とした本人や家族、地域住民への啓発を行います。
- 様々な媒体（広報紙やビデオなどの活用）を通じた権利擁護に関する知識の普及啓発や権利擁護意識の醸成に努めます。

1-6 認知症高齢者への支援体制の推進

【現状と課題】

認知症施策の推進については、国の新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）に基づき、①認知症の理解を深めるための知識の普及や開発、②認知症の人の介護者への支援の推進、③認知症の人及びその家族の意向の尊重への配慮、という内容が介護保険法に位置づけられました。本市における認知症施策も、新オレンジプランの考え方を踏まえて推進していくこととなります。

本市では、これまでも、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を目的に、市民や市職員を対象とし講演会、出前講座等を実施し、広報紙やパンフレットによる啓発及び情報提供に取り組んできました。そして、平成 28 年度に認知症初期集中支援チームを設置しました。本チームは医師（認知症サポート医）・看護師・高齢者生活支援センター職員の3名体制で編成され、認知症が疑われるものの適切な医療や介護サービスにつながない人等に対して、訪問等による支援をおおむね6か月以内の期間に集中的・包括的に行い、在宅での自立生活のサポートを行っています。認知症初期集中支援チームの実績件数が少ないため、効果的な周知活動も必要です。

また、地域で暮らす認知症の人やその家族を応援するため、認知症に関する知識の普及啓発を行う「認知症サポーター養成講座」を継続的に開催し、これまでの受講者は9,000人

を超えました。さらに認知症に対する理解を深めるためのステップアップ講座も実施しています（平成28年度2回開催）。今後も、「認知症サポーター養成講座」の受講者を増やしていくとともに、受講者が講座によって得た知識を生かせるような活動の場を提供していく必要があります。

認知症予防については、従来の運動機能向上プログラムに、ゲーム要素を取り入れた運動を取り入れ、軽度認知症のリスクがある人に対応したプログラムとなるよう実施しています。

認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、よりサービスを充実させるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者を決定しました。一方、小規模多機能型居宅介護は事業者が決まっておらず、今後、サービス内容の周知や介護人材の確保などの課題を解決していく必要があります。

また、徘徊高齢者家族支援サービス、認知症高齢者見守り支援事業を継続して実施するとともに、振り込め詐欺や住宅改修にからむ悪質商法等の被害にあわないよう啓発活動、情報提供にも取り組みました。そして、今後は認知症高齢者の見守り・SOS ネットワークの実効性を高めていく必要があります。

本計画策定のために実施した市民ワークショップでは、「認知症高齢者への支援」をテーマに、参加者から様々な意見が出されました。今後は、「必要な人に適切な行政サービスを提供できるよう、行政サービスの理解の促進」、「認知症や高齢者福祉について、学校教育や生涯学習の場を活用した推進」、「認知症の人が安心して過ごせる居場所づくり」、「地域のニーズに応じた見守り体制の構築や集いの支援」等の取組が必要です。

これまでの取組の成果や、整備された基盤を一層充実させ、養成された認知症サポーターが、認知症高齢者の見守りや早期発見に取り組むとともに専門職との連携が進められるよう、活動支援体制を構築していくことが求められています。

要介護等認定者における認知症高齢者数の推移

(単位:人)

合計	H27年		H28年		H29年(9月1日実績)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
合計	4,704	100.0%	4,852	100.0%	4,872	100.0%
自立	1,636	34.9%	1,669	34.4%	1,623	33.4%
I	729	15.5%	730	15.0%	792	16.3%
II a	533	11.3%	557	11.5%	523	10.7%
II b	899	19.1%	976	20.1%	1,037	21.3%
III a	500	10.6%	539	11.1%	548	11.2%
III b	129	2.7%	111	2.3%	99	2.0%
IV	253	5.4%	246	5.1%	224	4.6%
M	25	0.5%	24	0.5%	26	0.5%

* 各年10月1日、認知症自立度分布による集計。

【施策の方向】

認知症に関する正しい知識の普及・啓発

- 市民や市職員を対象とした認知症の予防、早期発見・早期対応等についての講演会や講習会、出前講座の開催とともに、広報紙による情報提供やパンフレットの作成等による普及

啓発を充実し、認知症に対する正しい理解の普及を図ります。

- 認知症の人の在宅支援に関わる医療や介護サービスの情報を体系的に整理し、認知症ケアネット（認知症ケアパス）の周知啓発に努めます。
- 保健・医療・福祉関係機関の連携による認知症予防の効果的な啓発を行っていきます。
- 小・中学生等への認知症サポーター養成講座の受講を推進します。【充実】
- 中学生対象のトライやる・ウィークで、福祉施設に出向く機会を引き続き設け、学校教育でも福祉に関する関心を高めるよう推進します。
- 認知症高齢者・介護家族を支援する人材を育成するために、認知症サポーター養成講座を継続実施し、より気軽に受講できる工夫や様々な世代へも積極的に働きかけることで、年間受講者数の増加を目指します。【充実】

目標値	H30年度 (2018年度)	H31年度 (2019年度)	H32年度 (2020年度)
認知症サポーター養成講座年間受講者数 (人/年)	1,200	1,350	1,500

認知症支援のためのネットワークの構築

- 行方不明高齢者の安全を確保するため、認知症高齢者の見守り・SOSネットワークを活用します。
- 認知症高齢者の見守り・SOSネットワークの実効性を高めるため、協力員等のネットワークを活用した認知症行方不明高齢者検索模擬訓練を実施します。

早期発見、相談体制の充実

- 「認知症初期集中支援チーム」の効果的な活用について周知・啓発を行います。【充実】
- 認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぐため、高齢者生活支援センターに認知症地域支

援推進員を継続配置します。

- 高齢者生活支援センターが認知症相談センターの役割を担っていることを周知・啓発します。
- 医療機関、高齢者生活支援センターなどとの連携による早期発見の仕組みづくりを行います。
- 保健センターの電話相談や健康相談事業において、医師、保健師等専門職による相談を実施し、必要に応じて専門医療機関への紹介を行います。

認知症の人や介護家族への支援の充実

- 住み慣れた地域で必要なサービスが利用できる、精神的に安定した生活が送ることができるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスを提供する基盤を整備し、小規模多機能型居宅介護などのサービス内容の周知を図ります。
- 認知症の人や介護家族を支援する徘徊高齢者家族支援サービス、認知症高齢者見守り支援事業を継続実施するとともに、利用促進を強化します。
- 消費者教育推進計画に沿って、住宅改修にからむ悪質商法や押し買いなどの消費生活トラブルの被害にあわないよう地域での啓発活動や早期発見を進めていきます。【充実】
- 若年性認知症の人のニーズを把握し、状態に応じた適切な支援やその仕組みを検討します。

居場所づくり

- 認知症の人だけでなく誰もが利用しやすく、気兼ねなく集まることができる居場所づくりに取り組みます。
- 高齢者生きがい活動支援通所事業やさわやか教室（介護予防教室）など認知症予防に資する施策に取り組みます。

1-7 日常生活支援の充実

【現状と課題】

在宅介護実態調査アンケート調査によると、介護を理由とした離職状況（過去1年間）は「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が6.9%となっています。また、今後の介護離職の可能性（「フルタイム」または「パートタイム」で働いている方）は「問題はあるが、何とか続けている」が60.1%、「続けていくのは、やや難しい」が8.1%、「続けていくは、かなり難しい」が3.9%と介護離職の可能性のある方が多数を占めています。いずれも多くの人々が家族介護について問題を抱えており、高齢者を介護する家族への支援体制を構築することが必要です。

本市では地域支援事業の任意事業及び介護保険サービスを補完する市の一般施策として、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきり・認知症高齢者等を対象とした生活支援と併せて、家族介護への支援に関する各種サービスや事業を実施しています。

また、平成28年度からは、住民が主体となった生活支援等のサービスや地域での助け合い活動の仕組みを構築する推進役として地域支え合い推進員を市内5か所に配置しています。

高齢者の自立生活や家族介護を支援する観点から、今後も利用ニーズ等を踏まえた内容のサービスや介護保険の総合事業との調整も行い、事業の充実に取り組んでいく必要があります。

日常生活支援に関する各種サービス等の実施状況

(単位:件,日,回,人,食,枚)

		H26年度	H27年度	H28年度
生活支援ショートステイ	利用件数	69	45	49
	利用日数	1,393	813	779
食の自立支援事業(配食サービス)	利用実人数	234	18	11
	配食数	35,083	3,365	2,080
日常生活用具給付	利用件数	141	105	98
高齢者住宅等安心確保事業	安否確認訪問件数	21,179	19,044	18,960
	相談件数	978	2,051	2,276
	その他	5,232	5,325	4,405
緊急通報システム事業	登録者数	90	78	74
理美容サービス	利用者数	23	21	17
寝具洗濯・乾燥・消毒サービス	利用者数	6	4	5
要介護高齢者外出支援サービス事業	利用枚数	1,338	1,139	1,240
認知症高齢者見守り支援事業	利用件数	0	2	0
成年後見制度利用支援事業	利用件数	5	5	11
徘徊高齢者家族支援サービス事業	登録者数	14	9	12
	検索回数	8	80	12
家族介護用品支給事業	利用件数	239	206	239
家族介護慰労事業	支給者数	3	4	4

【施策の方向】

<p>高齢者の在宅生活への支援等を目的としたサービス・事業等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の在宅生活，住環境整備の支援に向けた各種サービスや事業等について，利用実績や関係機関から寄せられる利用ニーズ等を踏まえ，内容の調整を図りながら，継続して実施します。 ● 地域支え合い推進員を市内5か所に継続配置し，社会福祉協議会，高齢者生活支援センター等と連携しながら，地域の資源やニーズを収集し，本市に必要な社会資源・サービスの開発や担い手の育成を進めます。
<p>寝たきり高齢者や認知症高齢者への支援等を目的としたサービス・事業等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 寝たきり高齢者や認知症高齢者への支援等を目的とした各種サービスや事業等を必要な見直しや検討を行いながら継続して実施します。
<p>高齢者を介護する家族への支援等を目的としたサービス・事業等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者を介護する家族が就労しながら介護することができるように，家族を支援する各種サービスや事業等について，利用実績や関係機関から寄せられる利用ニーズ等を踏まえ，内容の調整を図りながら，継続して実施します。

在宅生活を支援するサービスや事業

種類	サービス内容
生活支援ショートステイ	概ね自立した生活をしているものの，家族不在時でひとりでの生活に不安がある高齢者，在宅生活を継続するための指導や支援が必要な高齢者を対象に，養護老人ホームで食事の提供や入浴サービスを行います。
食の自立支援事業	ひとり暮らし高齢者等で食生活に支障をきたし援助を必要とする人に対して，健康で自立した生活を送ることができるように，「食」の自立の観点から栄養指導や栄養診断，治療食の配食サービスを行います。
日常生活用具給付	要介護高齢者の在宅生活の継続を図り，自立を支援するため，電磁調理器・火災報知器・一点杖・リハビリシューズ等の日常生活用具を給付します。
高齢者住宅等安心確保事業	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者の生活面または健康面の不安に対応するため，生活援助員を派遣し，安全で快適な生活を送れるように在宅生活を支援します。
緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等で日常生活を営む上で注意を要する人に，緊急事態において緊急通報体制の確保や日々の不安の解消を図るため，緊急通報システムを貸与します。

寝たきり高齢者や認知症高齢者を支援するサービスや事業

種類	サービス内容
理美容サービス	寝たきり高齢者に対して、保健衛生向上のため、理美容師が訪問して理美容サービスを行います。
寝具洗濯・乾燥・消毒サービス	寝たきり高齢者に対して、保健衛生向上を図るとともに、介護者の負担軽減を行うため、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを実施します。
要介護高齢者外出支援サービス事業	要介護高齢者で、交通機関の利用困難な在宅の寝たきり及び認知症高齢者の生活行動範囲の拡大、通院や通所の利便性を高めるため、移送用車両を利用する際の費用の一部を助成します。
成年後見制度利用支援事業	精神上の障がいによって、判断能力が十分でない認知症高齢者等を保護する成年後見制度の申立てができない場合、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。また、申立て費用や後見人等の業務に対する報酬を負担することが困難な方へは助成を行います。

家族介護を支援する事業

種類	サービス内容
家族介護用品支給事業	要介護認定の要介護4または5に該当する高齢者を、在宅で介護している家族を対象に、紙おむつ等の家族介護用品を支給します。
家族介護慰労事業	要介護認定の要介護4または5に該当する高齢者が、過去1年間に介護保険サービスを利用しなかった場合、家族介護者に対して助成金を支給します。
徘徊高齢者家族支援サービス事業	在宅で徘徊のみられる認知症高齢者を介護している家族を対象に、高齢者を早期に発見できる位置情報提供システム機器を貸与します。
認知症高齢者見守り支援事業	家族等が介護疲れで休息が必要な時、冠婚葬祭、医療機関の受診等で日常の見守りができない場合、ホームヘルパーの有資格者が訪問して高齢者の話し相手や見守りを行います。

2 社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり

2-1 生きがいつくりの推進

(1) 自主的な活動の促進

【現状と課題】

本市では、新たに「ひとり一役活動推進事業」や「介護予防・通いの場づくり事業」を創設し、地域住民の自主的な活動について一層の推進を図っています。

また、地域住民の活動としてあしやYO倶楽部は、高齢者の仲間づくりや生きがい活動として発表会等を行っており、老人クラブは、地域貢献を念頭に「仲間づくり」等の活動を行う老人福祉増進に寄与する団体として活動を行っています。老人クラブについては新規加入者が少ないことが課題となっています。そのため、老人クラブ連合会は会員増強に向けて専門部会を立ち上げ、平成28年度から自主事業としてはびねすカード事業を実施し、積極的な会員増強活動を行っています。

社会福祉協議会に設置されているボランティア活動センターでは、各ボランティアの活動に対する助成金の交付を行うとともにボランティアの育成や福祉ニーズとボランティア活動を結びつけるコーディネートを行っています。熊本地震の復興活動では、社会福祉協議会、芦屋大学と協力し、現地でのボランティア活動を実施しており、今後も必要な連携を図っていきます。今後は、ボランティア活動センターの活動を広げるため、更なるコーディネート機能及び相談体制の強化が必要とされています。

アンケート調査では、一般高齢者で、ボランティアのグループに参加している人は約1割にとどまっています。また、活動者の高齢化が進み、後継者の確保・育成が課題となっています。ボランティアを増やすためにも、引き続き、養成講座や情報発信を工夫していくことが求められます。

また、コミュニティ・スクールでは小学校区内の住民相互の連帯感や市民意識・自治意識を養い、学校を地域の核としたコミュニティの創造、生涯学習の場として活動を行っており、今後も継続した取組を行っていく必要があります。

本市には、協働の拠点である「あしや市民活動センター（リードあしや）」があり、市民活動等に関する相談、市民活動団体の相互交流とネットワーク支援、市民活動に関する情報の収集及び提供を行っています。今後は、高齢者が参画しやすい市民活動に関する情報を提供していくことが必要です。

老人クラブの状況

(単位: 団体, 人)

		H26年度	H27年度	H28年度
老人クラブ	団体数	48	47	47
	会員数	3,015	2,975	3,042

【施策の方向】

老人クラブ、あしやYO 倶楽部への活動支援

- 活動費の助成を継続するとともに、活動に役立つ情報を提供していきます。
- 地域の各種団体やグループとの連携、自主的な企画運営による会員増強に向けた事業展開、社会貢献活動、リーダーの養成など、魅力ある活動に向けた取組を支援していきます。【充実】

目標値	H30 年度 (2018 年度)	H31 年度 (2019 年度)	H32 年度 (2020 年度)
老人クラブ会員数 (人)	3,040	3,070	3,100

- 健康づくり、介護予防関連事業への参加・協力の呼びかけをはじめ、多様な機関との連携を強化し、活動の活発化を支援します。

ボランティア活動の推進

- 本市において活動するボランティアに対し、その活動上必要な経費を助成することにより、ボランティア活動の一層の促進及び充実に努めます。
- 社会福祉協議会と協力し、市民への広報活動の実施や、市の保健福祉事業との連携によるボランティア活動の場の拡大を図り、ボランティア活動を推進します。

コミュニティ・スクールの活動支援

- 小学校区内の住民相互の連帯感や市民意識・自治意識を養い、学校を地域社会の核としたコミュニティの創造、生涯学習の場として、コミュニティ・スクール活動を推進し、運営に関する費用の助成を行います。

市民活動団体の支援とあしや市民活動センター(リードあしや)の活動推進

- NPO 及びボランティア活動等の市民活動に関する相談等の事業を行い、自立的な活動を支援します。
- 市民活動団体の相互の交流とネットワーク支援事業を行い、生きがいづくりを推進します。
- 市民活動に関する情報の収集及び提供を行い、高齢者が参画しやすい環境づくりを行います。

社会参加の促進

- ひとり一役活動推進事業や介護予防・通いの場づくり事業の実施により、身近な地域で気軽に健康づくりやボランティア活動等に参加できる場、仕組みを充実します。

(2) 生涯学習の推進

【現状と課題】

本市では公民館事業として満60歳以上の人を対象とした学習の場である「芦屋川カレッジ」や「芦屋川カレッジ大学院」を設置し、多くの高齢者が参加し、学習活動が続けられています。平成29年度では、芦屋川カレッジ、芦屋川カレッジ大学院、それぞれ受講者は74人、114人となっています。

また、修了後も受講者による自主的な活動につながる仕組みづくりに取り組んでいます。受講者同士の仲間づくりの場としてOBによる学友会を結成するなど活発に活動が行われています。芦屋川カレッジ学友会の会員数は約800人となっています。また、公民館の他の事業でも様々な企画により高齢者の学習意欲の向上に努めています。

今後も、参加者の生きがいづくりを目指して、高齢者の学習ニーズに応じた学習内容の充実や、参加しやすい学習機会の創出を図るとともに、参加者のみのつながりではなく、学習成果を地域活動等へ生かせる仕組みづくりや参加者が地域で活躍できる場の提供等も含めて、幅広い関係機関との連携を進めていく必要があります。

また、高齢者の学習ニーズに応じた学習の機会の創出を図るとともに、より気軽に参加できる体制づくりを行っていきます。

【施策の方向】

生涯学習に関する情報提供の充実

- 広報紙やホームページを活用した生涯学習に関する情報の提供を強化します。
- 幅広い市民層における学習意欲の向上を図ります。

芦屋川カレッジ、芦屋川カレッジ大学院の充実

- 高齢者のニーズに即した学習内容となるよう、ニーズの把握や企画の調整等に努めます。
- 受講者における修了後の自主的な活動等を支援するために、必要な情報の提供や他の関係機関との連携を強化します。
- 受講者が生きがいづくりや地域でリーダーとして活躍できる仕組みを構築します。
- 地域づくりをテーマとした学習内容を導

入し、地域への貢献や地域活性化等の重要性の啓発を図ります。

公民館講座や講演会などの充実

- 定期的な高齢者ニーズの把握により企画内容を充実し、参加者の増加を図ります。

多様な学習機会の創出

- 芦屋市生涯学習出前講座、市民版出前講座「あしや学びあいセミナー」及び地域団体と協力しての事業開催など、気軽に参加できる学習機会を充実します。
- 文化財関連の展示、普及啓発イベント等を実施し、学習機会を創出します。また、美術博物館や谷崎潤一郎記念館での多様な方法による学習機会を創出します。

(3) スポーツ活動等の推進

【現状と課題】

高齢者の運動・スポーツに関する取組として、スポーツリーダーの発掘と養成を目的とした認定講習会の開催や、身近で気軽に楽しく、継続できるプログラム（簡易体力測定、ウォーキング、グラウンドゴルフや公式輪投げなどのニュースポーツ）などを進めています。

アンケート調査では、一般高齢者では「スポーツ関係」の参加者が増加しており、スポーツ活動等の推進の一定の成果があがっています。

今後、高齢者の増加を見据えた参加しやすいプログラムの開発やその指導者の養成が必要となります。さらに広く活動を周知し、高齢者が気軽にできるニュースポーツや健康づくりの支援が必要です。また、スポーツリーダーが地域で活動するための仕組み作りが必要となります。

【施策の方向】

スポーツリーダーやスポーツボランティアの育成及び活動機会の充実

- スポーツリーダー認定講習会、スポーツボランティアバンク（ボランティア登録）を継続実施します。
- 活動内容の広報等による周知や関係機関への呼びかけを強化し、活動機会を拡充します。

スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 体力づくり、仲間づくり、生きがいづくりのために、ニュースポーツ・レクリエーション市民啓発事業を継続実施し、スポーツの定期的実施率の向上、生涯スポーツの推進を図ります。

- 幅広い関係機関による連携のもと、気軽に参加できるニュースポーツや、世代間の交流もできるファミリースポーツ、レクリエーション活動等の研究に取り組みます。

スポーツ・レクリエーション施設の
充実

- 多様なスポーツニーズに応えられるよう、プールやスポーツ公園、体育館、テニスコートなど、既存のスポーツ施設の利便性と快適性の確保に努めます。
- 誰もが気軽に利用できるよう公園やウォーキングコース等の整備、充実について検討します。

(4) 生きがい活動支援の充実

【現状と課題】

日常生活での楽しみは、生きがい活動へとつながり、日々の充実感を得るものと考えられます。日常生活での楽しみについて、アンケート調査では、一般高齢者は「買い物」(47.3%)、「趣味の活動」(46.0%)、「旅行」(43.2%)、要支援認定者は「孫など家族と会ったりすること」(36.9%)、「買い物」(31.9%)、「趣味の活動」(27.6%)が上位を占めています。

生きがいづくりに関する取組は、行政内部の多岐に渡る部署がそれぞれの領域で実施しており、高齢者部門においては生きがい活動事業として、地域における活動、老人クラブ活動、スポーツ、趣味及び文化活動等の社会参加の機会を促進するため、バス運賃割引証の発行や、高齢者生きがい活動支援通所事業等の実施を行っています。また、高齢者生きがい活動支援通所事業については年々利用者が増加しており、ニーズが増加しています。今後も家に閉じこもりにならないように身近なところで趣味・創作活動ができる場所を充実していく必要があります。

今後は、認知症対策、介護予防として高齢者の心と身体の健康に大きく影響する生きがいづくりの推進について、高齢者のニーズを踏まえて、行政内部はもとより多様な関係機関や団体等が連携して取り組むことが重要です。また、高齢者バス運賃助成事業、高齢者生きがい活動支援通所事業、各種生きがい行事など、幅広い視点から高齢者の社会参加を促進する事業を継続していくことも必要です。

生きがいづくりを支援する各種事業の実施状況

(単位: 件, 人, 回)

		H26 年度	H27 年度	H28 年度
高齢者バス運賃助成事業	発行件数	930	882	1,120
高齢者証明書の発行	発行者数	210	141	124
高齢者生きがい活動支援通所事業	実施回数	248	234	343
	参加者数	3,377	3,326	4,815

はり・灸・あんま・マッサージ・指圧・施術費助成事業	発行者数	739	636	673
敬老祝金支給事業	対象者数	434	443	457
老人福祉会館	利用者数	28,859	28,554	27,100

【施策の方向】

全庁的な生きがい推進体制の充実

- 高齢者福祉の分野からみた生きがいづくりだけでなく、健康づくり、社会教育、スポーツ、地域福祉など、各分野で実施されている取組が効果的に展開されるよう、高齢者の生きがいづくり事業を行っている部署との意見交換や推進体制を検討します。

生きがいづくりの支援強化

- 参加者をより拡充するよう、広報紙やホームページ等による生きがいづくりへの参加の呼びかけに努めます。
- 各種講座やイベントの情報、サークル・団体等による活動状況など、生きがいづくりに関する総合的な情報提供や相談体制の強化を図ります。
- 高齢者生きがい活動支援通所事業について必要な見直しや拡充を検討し、閉じこもりがちな高齢者が社会参加しやすい体制づくりを図ります。【充実】

活動場所の充実

- 地域コミュニティ活動の拠点として、各地区にある集会所を利用しやすいように改修を進め、交流の場や生きがいづくりの活動場所として充実を図ります。
- 高齢者が社会参加できる場所を増やすために、老人福祉会館での文化、教養、レクリエーション活動の促進を図ります。【充実】

目標値	H30年度 (2018年度)	H31年度 (2019年度)	H32年度 (2020年度)
老人福祉会館利用者数(人)	31,000	33,000	35,000

- 潮見小学校と朝日ヶ丘小学校の余裕教室

を活用した「ゆうゆう倶楽部」について、
 広報紙等による情報提供や関係機関への
 呼びかけを行い、多様な団体・グループの
 活動場所としての活用を図ります。

高齢者の社会参加を促進するための
 事業の充実

- 高齢者バス運賃助成事業、高齢者生きがい活動支援通所事業など、老人クラブ活動、スポーツ、趣味や文化活動・就労など社会参加の促進を支援する各種事業について、必要な見直しや拡充を行います。

生きがいづくりを支援する事業

種類	サービス内容
高齢者バス運賃助成事業	市内に住所を有する満 70 歳以上の高齢者を対象に、市内を運行する阪急バス路線において、所定の運賃の半額で乗車できる高齢者バス運賃割引証を発行します。
高齢者証明書の発行	県内・市内の指定公共施設、公共的施設、興行施設を割引料金で利用できる高齢者証明証を発行します。
高齢者生きがい活動支援通所事業	閉じこもりがちな高齢者を対象に、健康体操や陶芸、手芸、絵画等の趣味活動のサービスを提供します。
各種生きがい行事	高齢者のつどい(演芸フェスティバル)、敬老会、100 歳高齢者福祉事業、高齢者スポーツ大会を開催します。
はり・灸・あんま・マッサージ・指圧・施術費助成事業	70 歳以上の人を対象に、はり・灸・あんま・マッサージ・指圧の施術費の一部を助成します。
敬老祝金支給事業	敬老の日を記念し、88 歳、100 歳の人にお祝いとして敬老祝金を支給します。

2-2 就労支援の充実

【現状と課題】

一般高齢者のアンケート調査では、現在、収入がある仕事をしている人は 29.0%で、今後、収入のある仕事を希望する人は、17.2%となっています。また、現在の職業又は希望する職業は、専門職や技術職が 26.9%と最も多く、働き方で重視する条件として、自分の体力に合った仕事が、51.5%(複数回答)を占め、次いで経験や知識を生かせる仕事が、50.8%(複数回答)となっています。

本市では、定年退職者等の高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務に係る就労の機会を確保し、組織的に提供する公益社団法人であるシルバー人材センターに運営費補助を継続実施するとともに、高齢者に適した業務の委託を実施しています。シルバー人材センターとしては登録会員を対象とした講習会等の実施をはじめ、家事援助サービス、外出同行、庭の除草及び植木の手入れ、散水、墓掃除、大工、塗装・左官、障子・網戸の張替えなど、高齢者の技能・知識・経験を生かした多岐に渡る活動が行われ、平成 29

年度からは新たに総合事業における生活支援型訪問サービス事業を実施しており、会員数、受注額ともに増加傾向にあります。しかし、希望する仕事が見つからない等の意見もあり、新規受注事業の拡大等が課題となっています。

また、会員数については増加傾向にあるものの、多様な就業ニーズに対応するため、女性会員の確保が課題となっており、女性会員拡大に向けて女性部会で協議を行い、「女性の集い」を開催するなど積極的に女性会員の増強に取り組んでいます。

今後は、シルバー人材センターも含め、高齢者のニーズに合った職種や就労形態を検討し、多様な就労を支援しながら、就労機会の確保を図っていくことが重要です。

シルバー人材センターの活動状況 (単位:人, 件, 円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度
会員数	1,004	1,054	1,092
受注件数	3,459	3,703	3,817
受注額	433,480,055	451,167,019	469,880,651

【施策の方向】

シルバー人材センターの充実

- 市によるシルバー人材センターの運営費補助を継続実施し、高齢者の経験と技術を活用できる機会の創出を支援します。【充実】

目標値	H30 年度 (2018 年度)	H31 年度 (2019 年度)	H32 年度 (2020 年度)
シルバー人材センター会員数(人)	1,170	1,240	1,300

- 地域ニーズに応じた新規事業を推進するための支援をします。
- 子育て支援事業や介護予防応援事業等を実施します。
- 登録会員を対象とした技能講習等をサポートしていきます。
- 「はつらつ館」で行っている市民対象のシニアパソコン講座、トータル・サポート講座等の様々な講習会の開催を支援します。
- 高齢者の就業に関する情報の収集及び調査研究を実施します。
- センターを窓口とした職業紹介事業や派

遣事業を実施します。

- 総合事業に対する取組を支援します。

高齢者の就労機会の拡充

- 地域の実状に応じた多様な「人づくり」により高齢者の潜在力を引き出し、就労機会の拡充を図ります。

多様な就労の促進

- 広報紙やパンフレット等の活用による高齢者雇用に関する助成制度等を周知し、企業へ的高齢者雇用の啓発を強化します。
- ハローワーク西宮（西宮公共職業安定所）が作成した求人情報を、市役所をはじめ主要な公共施設の窓口で提供し、就職活動を支援します。

2-3 住環境の整備

【現状と課題】

アンケート調査によると、要支援・要介護認定者では、施設等への入所・入居の検討状況は、「入所・入居は検討していない」が72.4%となっています。また、一般高齢者を対象としたアンケート調査では、将来の住まいとして、どのような場所で介護を受けたいかという質問では、「現在の居宅」が52.9%で最も多く、次に「サービス付き高齢者向け住宅」9.9%となっており、いずれも多くの人々が在宅での生活を望まれています。

また、要支援・要介護認定者へのアンケート調査では、自分の身の回りのことができなくなったときに、どのようなサービスがあれば在宅生活を続けていくことができるかという質問では、「訪問介護や訪問看護などの在宅サービス」が57.5%で最も多く、次いで「緊急時に利用できる在宅介護サービス」が55.7%、「状態が悪化したときなどに緊急で入れる施設」が51.4%となっています。

本市では、住宅改造費助成事業（特別型・一般型）や老人居室整備資金貸付制度、分譲共同住宅共用部分のバリアフリー改修助成事業を実施しており、長寿社会に対応した住まいづくりの実現を目指しています。

また、公営住宅である市営住宅では、住宅困窮者登録採点基準の配点により、高齢者世帯における優先入居を支援しています。

有料老人ホームは、高齢化によるニーズの拡大、多様な事業者による事業参入を背景に全国的に増加している中、提供するサービスの多くは事業者と入居者の契約によることから、サービス内容等について、できる限り多くの情報が開示されることが重要です。そのため、平成29年度の老人福祉法改正では、有料老人ホームの設置者は、有料老人ホームに入居しようとする人が、その選択を適切に行うために必要なサービス内容及び運営状況に関する情報を、県に報告するという規定が新たに追加され、県はその報告された事項の公表を義務付

けられました。本市でも利用者の利便性の向上及び施設の適切な選択ができるよう積極的に情報を発信することが重要です。

また、公営住宅では入居者の高齢化が進んでおり、住宅の建て替え・改修等により、バリアフリー化を行うなど高齢者にとって住みやすい住宅整備を行っていく必要があります。

住環境の整備に関する福祉サービスの実施状況

(単位:件)

		H26年度	H27年度	H28年度
住宅改造費助成事業(特別型)	利用件数	13	23	11
住宅改造費助成事業(一般型)	利用件数	—	1	9
老人居室整備資金貸付制度	利用件数	0	0	0
分譲共同住宅共用部分 バリアフリー改修助成事業	利用件数	3	1	2

【施策の方向】

公営住宅の充実

- 「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく、既存市営住宅の建替えや改修等を計画的に取り組み、高齢者が暮らしやすい住宅を確保します。
- 見守りや相談体制の整備など、入居者の高齢化への対応策を関係機関で検討します。
- 既存の住宅から公営住宅への高齢者の住み替えがあることを踏まえ、高齢者向け住宅の環境整備を関係機関に要望していきます。

多様な住まいの情報の提供・支援

- 高齢者の健康面での不安や身体機能の低下等に対し、有料老人ホームやシルバーハウジング、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などについての情報の提供を行います。
- 施設での生活を希望する人については、特定施設や認知症対応型共同生活介護、特別養護老人ホームなどの情報の提供に努めます。

住環境整備への支援

- 在宅での住まいづくりでは、住宅改造費助成事業(特別型・一般型)や老人居室整備資金貸付制度や分譲共同住宅共用部分のバリアフリー改修助成事業についてホームページやパンフレット等で周知し、利用促進を図ります。

住環境の整備を支援する事業

種類	サービス内容
住宅改造費助成事業 (特別型)	介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた方で、身体機能が低下し、日常生活に支障が出てきたために住宅改造が必要な場合、既存住宅を改造する費用の一部を助成します。
住宅改造費助成事業 (一般型)	既存住宅を高齢者に配慮したバリアフリー住宅に改造する場合、改造工事に要する費用の一部を助成します。
老人居室整備資金貸付制度	60歳以上の高齢者と同居を予定する世帯が、高齢者の居室を整備するために住宅を新築又は増改築する際に資金の貸付を行います。
分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業	既存の分譲共同住宅の共用部分を高齢者や障がいのある人などに対応したものに改修する経費を助成します。

2-4 防犯・防災対策と災害時支援体制の整備

【現状と課題】

“地域の安全は地域自らが守る”との意識のもと、平成29年10月1日現在60団体が「まちづくり防犯グループ」として結成し、防犯パトロールや子どもの見守り活動などの防犯活動や美化活動など、安全で快適な暮らしの実現を目指した活動を行っています。また、芦屋警察署、防犯協会の協力のもとに、地域ぐるみによる防犯活動にも取り組んでおり、街頭犯罪の件数は減少しています。各防犯グループとも活動内容が定着化してきているものの、構成員の高齢化が進んでおり、若い世代の加入、後継者不足が課題となっています。

一方、空き巣や振り込め詐欺など、高齢者が被害にあいやすい犯罪については、高齢者が詐欺などにあわないように広報紙や出前講座等で啓発を実施しています。また、高齢者の身近な相談窓口である高齢者生活支援センター、居宅介護支援事業所に情報提供し、注意喚起を行っています。

犯罪防止については、ケーブルテレビの活用による啓発も行っていますが、高齢者が日々の暮らしの中で悪質商法等の被害にあわぬよう、具体的な対応策の検討とともに、重要となる地域コミュニティの更なる活性化を推進する必要があります。

今後も、市民の自主的な防犯活動を支援するとともに、まちづくり防犯グループによる連絡協議会や、関係機関で構成される「生活安全推進連絡会」等を通じて、市民の防犯意識の高揚と活動の活性化を図っていくとともに、関係機関の細やかなネットワーク作りが重要です。

また、災害時支援体制の整備について、各自治会の構成員等が中心となった「自主防災会」の組織化を進めており、現在の組織率は市全体の90%以上となっています。また、民生委員・児童委員が各戸訪問等により作成した「緊急・災害時要援護者台帳」について、社会福祉協議会や受領を希望する自治会ならびに自主防災会に対して「要配慮者名簿」として整備し、提供しています。

自治会や自主防災会等は、「要配慮者名簿」を活用した防災訓練や日常的な見守りを通じて、民生委員・児童委員や福祉推進委員等と協力して共に支え合う地域づくりを進めています。

一方、災害時緊急時の対応について、アンケート調査によると、要支援・要介護認定者では、「ひとりで避難できない」と回答した人が、66.8%おり（「一人で判断できるが、避難できない」と「一人で判断できないし、避難できない」の合計）、地域における支援体制を早期に構築する必要があります。今後も、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉推進委員、自治会、自主防災会等が連携を図りながら、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県の「災害時要援護者支援指針」に基づく、「芦屋市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、風水害・土砂災害等を想定した要配慮者への情報伝達や避難支援などの避難訓練を実施し、支援体制の整備を進め、災害に強いまちづくりを目指します。

【施策の方向】

地域における防犯体制の推進	<ul style="list-style-type: none">市全域で結成されたまちづくり防犯グループの活動を支援するとともに、関係機関やグループ間の情報共有の場を設けることで活動の継続と活性化を目指します。関係機関によって構成される「生活安全推進連絡会」等を通じ、各団体の連携を深めることで、地域防犯活動の充実に努めます。
悪質な犯罪からの被害防止	<ul style="list-style-type: none">高齢者等が新たな手口の悪質商法や振込め詐欺などにあわないよう、広報紙や出前講座等で啓発に努めます。高齢者の関連施設への情報提供や出前講座などにより、消費者被害の未然防止や拡大防止、早期発見に取り組みます。民生委員・児童委員、地域発信型ネットワーク等を活用した被害の予防や早期発見の仕組み、相談体制について、幅広い関係機関の連携による支援を行います。
災害時における支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">地域防災力の向上や地域コミュニティの活性化の観点から、自主防災組織の全市域での結成や近隣地域の横断的な防災活動の啓発に取り組みます。地域防災訓練等へ的高齢者を含む、幅広い世代の参加者の拡充に努めます。緊急・災害時要援護者台帳を継続的に更新し、個人情報保護に留意して障がい福祉、消防、防災などの分野で要援護者台帳

の活用や共有を図ります。

- 個別避難支援計画の策定を推進し、要配慮者への情報伝達や避難支援・福祉避難所の設置運営などの訓練を行います。
- 津波や土砂災害・風水害発生時の自助や共助による避難行動の必要性及び一時避難施設、避難所の周知などについて、要配慮者名簿の受領や地区防災計画の策定などの推進を通じて啓発を行います。